

研究最前線

THE FRONT LINE OF RESEARCH

法学部

法と感情を哲学する？

PROFILE

小林 史明 KOBAYASHI Fumiaki

法学部准教授
専門：法哲学

2005年 明治大学法学部卒業
2016年 明治大学大学院法学研究科博士後期課程修了 博士(法学)
同年、日本学術振興会特別研究員(PD)
2017年 明治大学法学部専任講師
2023年から現職

主な著書・論文
『法と文学—歴史と可能性の探究』(勁草書房・2020年)
『法と感情の哲学』(共訳・勁草書房・2023年)など

所属学会
日本法哲学会

涙する裁判官？

2021年3月17日、札幌地方裁判所には歓喜する人々がいました。同性婚を認めていない現在の民法と戸籍法の規定が憲法14条に違反するとの画期的な判決が言い渡されたからです。ニュースでご覧になった方も多いでしょう。し

かし、これから話すのは同性婚の是非についてはありません。注目するのは法と感情の関係です。裁判長は、この規定が差別的だと「涙ながらに」(北海道ニュースUHB、2021年3月17日)、「震える声で述べ」(『朝日新聞』2021年3月18日、朝刊35面)と報道されました。裁判長が美

際に涙を流したのかについては分かっていますが、声が震えていることは多くの証言から確かかなようです。同性婚に慎重ないしは反対の立場の人々を中心にSNS上では「判決が主観的に決められてしまった」、「裁判官が感情に流されてどうする」などの批判が沸き起りました。

確かに冷静沈着な姿勢を裁判官に求める人は少なくありません。当事者の言い分に涙する裁判官は、理性を失い、偏っているように見えるかもしれません。しかし、本当に裁判官が心を揺さぶられ涙を流してはいけないのでしょうか？

共感から正しさが生まれる

裁判官は、提出された証拠や証言の重みを心の中で決定し、国会が制定した法律を解釈・適用します。証拠を提出するのは当事者であり、法律を最終的に成立させるのは国会議員です。証拠を提出するのも法律をつくるのも、究極的にはより正しい社会、より良い社会を実現するためです。裁判官は、それらが本当に正しいのかを判断する職務も負っているのです。

では、正しさや良さはどこからやってくるのでしょうか？ 18世紀の偉大な経済・法学者であるアダム・スミスは著書『道徳感情論』の中で、人間だけが持つ「想像力」によって、他人の立場に身を置くことができる「観察者」を想定し、その「観察者」に憤慨や是認の感情が生じるかによって、道徳的な過ちや正しさが決まると主張しました。正しさの根底にあるのは人々の共感能力と感情だということです。

正しさを判定するのは、感情ではなく「理性」だと言われることがあります。しかし、この「理性」の判断の根底にこそ、共感という感情の作用があるとスミスは気付かせてくれるのです。

求められるのは「感情的な裁判官？」

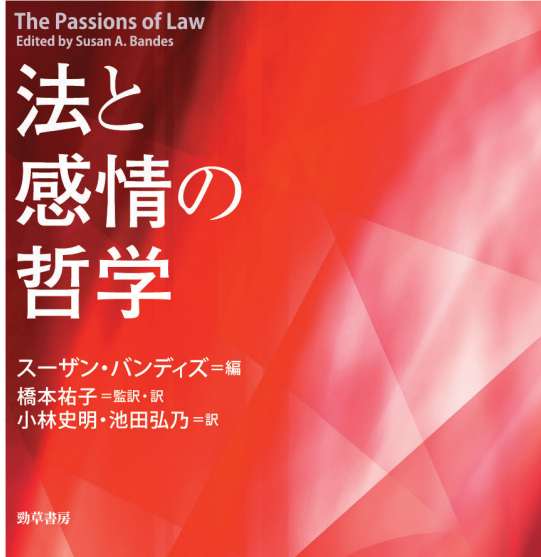
うまく福祉につながることで、介護疲れから実母をあやめ

た男性が承諾殺人の罪に問われた裁判で、裁判官は極めて軽い判決を言い渡しました。同情すべき事情を知った裁判官は、審理中に「目を赤くし…言葉を詰まらせ」(『毎日新聞』2006年4月20日、大阪朝刊29面)と有名な事件です。裁判官も泣いた」と有名な事件です。この事件に対する世間の評価は「温情判決」や「名判決」と好意的なものばかりです。人々は自分

が共感できる時には、感情的な判断をした裁判官を非難しません。つまり、問題は「感情」的かどうかではないのです。

証拠を評価してふさわしい判決を下すためには、裁判官は被害者、加害者、原告、被告、証人などさまざまな立場の人間を想像しなければなりません。他者に共感する能力に欠けていれば、何が正しいかだけではなく、何が起きたのかも理解することができません。むしろ、まっとうな共感能力を持った「感情」的な裁判官こそ求められるのではないのでしょうか？ もちろん本当に問われているのは、裁判官の共感能力を問う私たち自身にもそれがいいのかということに他ならないのですが。

法と感情には想像以上に密接なつながりがあります。読者の皆さんが「そのとおり！」と共感している姿を想像しています。ご興味のある方は上記書籍を手にとってみてください。



「法」の世界から「感情」は排されなければならないのか？

スズバウム、ソロモン、ボズナー、ミノウといった錚々たる論客が、怒り、嫌悪、羞恥心、復讐心、ロマンティック・ラブなどの感情を多角的に考察。「法=理性」と「感情」の二項対立から脱却して、「法と感情」研究という新たな分野を確立した記念碑的論文集。

『法と感情の哲学』(勁草書房・2023年)